

社会福祉法人城山楽寿会

通所介護相当サービス 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

事業対象者、要支援状態にある方に対し、適正な通所介護相当サービスを提供することにより事業対象者、要支援状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名 ライフホーム城山

指定番号 1471700037

所在地 神奈川県相模原市緑区小倉 1620 番地

管理者の氏名 西川 雄一郎

電話番号 042-783-0018

FAX 番号 042-783-0038

サービスを提供する地域 相模原市緑区（旧城山地区、旧津久井地区、下九沢、上九沢、大島、田名、水郷田名、相原、二本松、西橋本、元橋本、橋本台）、相模原市中央区（田名、下九沢）。

(2) 事業所の従業者体制

人員については、通所介護相当サービス事業運営規程別表 1 のとおり

職務の内容

管理者 業務の一元的な管理

生活相談員 生活相談及び指導

看護師又は准看護師 心身の健康管理、及び指導、保健衛生管理

機能訓練指導員 日常生活機能の維持向上指導

介護職員 介護業務

管理栄養士 栄養管理（特養と兼務）

運転員 運転業務

(3) 設備の概要

○食堂 1 室

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

○機能訓練室 1 室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。

○相談室

利用者に対する通所介護相当サービスに供するための相談室を設けています。

○その他の設備

その他に休養室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えています。

(4) 定員及び営業時間帯

月～金曜日 19名 8時30分～17時30分 9時20分～16時20分

*定員は通所介護相当サービス、通所介護と合計で 19 名

3. サービスの内容

第1号通所事業

①食事 ②排泄 ③機能訓練 ④レクリエーション ⑤生活相談 ⑥送迎 ⑦入浴

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。利用者負担金は、当該月中に次の中から実施したサービスの合計単位×10.54(地域加算を含めた保険単価)×(自己負担割合率)で算出し、社会福祉法人等による減免があった場合はその率を減じます。

☐ 介護報酬告示額 通所型サービス (独自)

(1) 基本料金

介 護 区 分		単 位 数
事業対象者	要支援1 (要支援1相当を含む)	入浴なしの場合 1回につき 455 単位
	要支援2 (要支援2相当を含む)	入浴ありの場合 1回につき 475 単位
介護度別週あたり利用可能回数	要支援1 (要支援1相当を含む)	週 1 回
	要支援2 (要支援2相当を含む)	週 2 回
※利用上限回数		
週 1 回の場合		月 5 回 (月 5 週の場合のみ使用可)
週 2 回の場合		月 10 回 (月 5 週の場合のみ使用可)

(2) 加算料金等

①サービス提供体制加算Ⅲ 1	1ヶ月につき	24 単位 (事業対象者/要支援1相当)
②サービス提供体制加算Ⅲ 1	1ヶ月につき	24 単位 (要支援1)
③サービス提供体制加算Ⅲ 2	1ヶ月につき	48 単位 (事業対象者/要支援2相当)
④サービス提供体制加算Ⅲ 2	1ヶ月につき	48 単位 (要支援2)
⑤通所介護処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月につき	所定単位の 90/1000

☐ その他の費用

(1) 食事 (おやつ含む) の提供に要する費用 750 円

(2) おむつ代 (原則持参)

i 紙おむつ	150 円
ii 紙パンツ	200 円
iii シート・パット類	50 円

(3) 洗濯代（原則持ち帰り）	100 円
(4) 看護材料費	実費
(5) 特別な行事等参加費(※1)	実費
(6) キャンセル料	700 円
(7) 利用時間の延長料金(原則として 2 時間まで ※2)	500 円/30 分
(8) その他(利用者が特に必要とするもの)	実費

※1 のものにつきましては、事前に参加の確認をします。

※2 の延長につきましては、2 日前までにご相談ください。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年 2 回利用者及び従業員等の訓練を行います

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としていいます。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談窓口担当者：梶野 治（相談員）

ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法：電話番号 042-783-0018（代表）

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

相模原市福祉基盤課

所在地：神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15（市役所本館 4 階）

電話番号：042-769-9226 FAX：042-759-4395

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

所在地：神奈川県横浜市西区楠町 2 7 番 1

電話番号：045-329-3447 《苦情専用》0570-022110

※苦情処理第三者委員

氏名 松田 壯吾 （弁護士） 電話番号 045-681-8138

氏名 大塚 洋保 （民生・児童委員） 電話番号 042-782-8571

氏名 内村 多美穂（前民生・児童委員） 電話番号 042-782-9395

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、ご記入いただいた連絡先に連絡します。

13. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

14. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

（以下余白）